

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」 (バリアフリー新法)

建築物移動等円滑化誘導基準チェックシート (計画の認定)

チェック項目に従って合否の欄に をつけてください。対象となる区分がない場合は / 又は - でつぶしてください。

用 途		建 築 主	TEL
延 面 積	㎡	設 計 者	TEL
特定建築物延面積	㎡	工事監理者	
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日	工事施工者	
建 築 場 所		備 考	

一般基準 (省令)

特定施設等	チェック項目	合	否
出入口	すべての出入口 (便所・浴室等の出入口、基準適合出入口に併設された出入口を除く。) (1) 幅は90cm以上であるか。 (2) 戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。 一以上の建物出入口 (1) 幅は120cm以上であるか。 (2) 戸は自動に開閉し、前後に高低差がないか。	合	否
廊下等	幅は180cm以上 (区間50m以内ごとに車いすがすれ違い可能な場所を設ける場合、140cm以上) か。 表面は滑りにくい仕上げであるか。 点状ブロック等の敷設 (階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分) 1 戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。 側面に外開きの戸がある場合はアルコーブ等としているか。 突出物を設ける場合は視覚障害者の通行の安全上支障とならないよう措置されているか。 休憩設備を適切に設けているか。 上記、 は車いす使用者の利用上支障がないとして告示で定める廊下等の部分は適用除外	合	否
階段	幅は140cm以上であるか。(手すりの幅は10cm以内まで不算入) けあげは16cm以下であるか。 踏面は30cm以上であるか。 両側に手すりを設けているか。(踊場を除く) 表面は滑りにくい仕上げであるか。 段は識別しやすいものか。(明度・色相又は彩度の差が大きいこと) 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けていないか。 点状ブロック等の敷設 (段部分の上端に近接する踊場の部分) 2 主な階段を回り階段としていないか。	合	否
傾斜路又は昇降機	階段を設ける場合には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又は昇降機が設けられているか。 (車いす使用者の利用上支障がないとして告示で定める部分は適用除外)	合	否
傾斜路	幅は150cm以上 (階段に併設する場合は120cm以上) であるか。 勾配は1/12以下であるか。 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか。 両側に手すりを設けているか。(高さ16cm以下の傾斜部分は免除) 表面は滑りにくい仕上げであるか。 前後の廊下等と識別しやすいものか。(明度・色相又は彩度の差が大きいこと) 点状ブロック等の敷設 (傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) 3 上記 から は車いす使用者の利用上支障がないとして告示で定める部分については適用除外	合	否

- 1 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- 2 告示で定める以下の場合を除く
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- 3 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

特定施設等	チェック項目	合	否
エレベーター	昇降機・乗降ロビー		
	(1) かごは各階（利用居室又は車いす使用者用客室・便房・駐車施設・浴室等のある階、直接地上へ通ずる出入口のある階）に停止するか。	合	否
	(2) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。	合	否
	(3) かごの奥行きは135cm以上であるか。	合	否
	(4) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか。	合	否
	(5) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか。	合	否
	(6) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	合	否
	(7) 不特定多数の者が利用する建築物の場合（上記(1)から(6)を満たすこと）	合	否
	・かごの幅は、140cm以上であるか。	合	否
	・かごは車いすが転回できる形状か。	合	否
	1以上の昇降機・乗降ロビー		
(1) かごは各階（利用居室又は車いす使用者用客室・便房・駐車施設・浴室等のある階、地上へ通ずる出入口のある階）に停止するか。	合	否	
(2) かごの幅は、140cm以上であるか。	合	否	
(3) かごは車いすが転回できる形状か。	合	否	
(4) かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか。	合	否	
(5) かごの奥行きは135cm以上であるか。	合	否	
(6) 乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか。	合	否	
(7) かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか。	合	否	
(8) かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか。	合	否	
(9) 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか。	合	否	
(10) 不特定多数の者が利用する建築物の場合			
・上記(1)、(3)、(5)、(7)から(9)を満たしているか。	合	否	
・かごの幅は、160cm以上であるか。	合	否	
・かご及び昇降路の出入口の幅は90cm以上であるか。	合	否	
・乗降ロビーは水平で、180cm角以上であるか。	合	否	
・かご内及び昇降ロビーには車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けてあるか。	合	否	
(11) 不特定多数の者又は主として視覚障害者が利用するものの場合 1			
・上記(1)から(10)を満たしているか。	合	否	
・かご内に到着階・戸の開鎖を知らせる音声装置を設けているか。	合	否	
・かご内及び乗降ロビーに視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか。 （文字等の浮き彫り、音による案内、点字及び浮き彫り・音等）	合	否	
・かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか。	合	否	
特殊な構造又は使用形態の昇降機	特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（H18 国交省告示 1485 号 第1） エレベーターの場合 (1) 段差解消機（平成 12 年建設省告示 1413 号第 1 第七号のもの）であるか。 (2) かごの幅は 70cm 以上、かつ奥行きは 120cm 以上であるか。 (3) かごの床面積は十分であるか。（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） エスカレーターの場合 (1) 車いす使用者用エスカレーター（平成 12 年建設省告示 1417 号第 1 ただし書きのもの）であるか。	合	否
便所	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具（トイレ対応）を設けた便房があるか（1 以上） 車いす使用者用便房を設けているか。（階の便器数 200 以下は 2%、200 超は 1%+2 以上） (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか。 (2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。 (3) 出入口（当該便房を設ける便所も同様） ・幅は 80cm 以上であるか。 ・戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。 床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さ 35cm 以下）等があるか。（男子用小便器の 1 以上）	合	否
ホテル又は旅館の客室	車椅子使用者用客室は設けているか（200 室以下は 2%、200 室超は 1%+2 室以上） 出入口 ・幅は 80cm 以上であるか。 ・戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。 便所（当該客室が設けられている階に不特定多数が利用する便所が 1 以上ある場合は除く） ・便所内に車いす使用者用便房は設けられているか。 ・「便所」（3）の規定を満足しているか。 浴室等（当該建築物に不特定多数が利用する浴室等が 1 以上ある場合は除く） ・車いす使用者用浴室等となっているか。（浴槽・シャワー・手すり等、十分な空間） ・出入口の幅は 80cm 以上となっているか。 ・戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。	合	否

1 告示で定める以下の場合を除く

- ・自動車車庫に設ける場合

特定施設等	チェック項目	合	否
敷地内の通路	幅は180cm以上であるか。(段がある部分及び傾斜路を除く) 表面は滑りにくい仕上げであるか。 戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。 段のある部分 (1) 幅は140cm以上であるか(手すりの幅は10cm以内までは不算入) (2) けあげは16cm以下であるか。 (3) 踏面は30cm以上であるか。 (4) 両側に手すりを設けているか。 (5) 識別しやすいものか。(明度・色相又は彩度の差が大きいこと) (6) 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けていないか。 段を設ける場合は、段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を設けているか	合 合 合 合 合 合 合 合 合 合	否 否 否 否 否 否 否 否 否 否
	傾斜路 (1) 幅は150cm以上(段に併設する場合は120cm以上)であるか。 (2) 勾配は1/15以下であるか。 (3) 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか。(勾配1/20以下の場合は除く) (4) 両側に手すりを設けているか。(高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は除く) (5) 前後の通路と識別しやすいものか。(明度・色相又は彩度の差が大きいこと) 上記、、(1)から(3)は車いす使用者の利用上支障がないとして告示で定める部分は適用除外(この場合、勾配が1/12を超える傾斜がある部分には両側手すり)	合 合 合 合 合	否 否 否 否 否
駐車場	車いす使用者用駐車施設を設けているか。(200台以下は2%、200台超は1%+2台以上) (1) 幅は350cm以上であるか。 (2) 利用居室等までの経路が短い位置に設けられているか。	合 合 合	否 否 否
浴室等	車いす使用者用浴室等を設けているか(1以上) (1) 浴槽、手すり等が適切に配置されているか。 (2) 車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか。 (3) 出入口 ・幅は80cm以上であるか。 ・戸は車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ前後に高低差はないか。	合 合 合 合 合	否 否 否 否 否
	標識	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近に、見やすい位置に設けてあるか。	合
案内設備	建築物又はその敷地には、移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板その他の設備を設けているか。(容易に視認できる場合は除く) 視覚障害者に示すための設備を設けているか(文字等の浮き彫り、音による案内、点字及び浮き彫り・音等) 案内所を設ける場合には、は適用しない。	合 合	否 否

視覚障害者移動等円滑化経路(道等から案内設備等までの主な経路に係る基準) 1

特定施設等	チェック項目	合	否
案内設備 までの経路	線状ブロック等・点状ブロック等が敷設されているか。	合	否
	車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。	合	否
	段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか。 2	合	否

- 告示で定める以下の場合を除く
 - ・自動車庫に設ける場合
 - ・案内所等から建物の出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで視覚障害者を円滑に誘導する場合。
- 告示で定める以下の場合を除く
 - ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等